

法学博士伊藤不二男君の「ビトリアの國際法理論」に対する授賞審査要

旨

Francisco de Victoria (ラテン名 Franciscus de Victoria) は一四八〇年代スペインに生れ、一五二六年サラマンカ大学の教授となり、以後二十年この職を守つて、その地で生涯を閉じた神学者であり、その講義のうち(一)アメリカ・インディアンの法的地位を論じた *Relectio de indis* と、(二)武力行使の正しい限界を説いた *Relectio de jure belli* の二つは、國際法の見地から重要な文献であり、ある意味で近代國際法の礎を据えたものといわれる。

この時代は、スペイン王の命によつてなされた一四九二年のアメリカ発見の直後であつて、スペイン国が新大陸に對して持ち得る支配権の問題、スペインから押渡つた植民者と原住民インディアンとの關係の問題が喧ましく論ぜられたときである。ビトリアは「インド人に関する特別講義」の中で、インド人もまた、*ius gentium* (万民法) の支配の下に立ち、その生命財産土地は法の保護を享くべきであることを説き、スペイン人植民者 (*conquistador*) の暴虐からインド人を守る必要を説いた。彼は、國際法の適用範圍が、非キリスト教徒、非ヨーロッパ人にも及ぶという思想を、はつきりと、かつ力強く説いた点で、國際法の發達に對する重大な寄与をなしたものである。またこの講義の中で、海洋が万民の航海および漁業の自由のため開放せられることを説いている点も、その後の國際法の發達に貢獻したものである。

「戦争法に関する特別講義」では、君主が他國に對して武力を用いることの許される正当原因は、他國から不法な

侵害を受けたとき、そしてこの侵害を排除する道は、ただ実力の行使以外にない場合に限られることを説く。根底において、この説は十三世紀の Thomas Aquinas の正戦理論の流を汲むものであるが、ビトリアはさらにこの説を、消極的の面から、すなわち「戦争をすることの不可な原因」を列挙することによつて、明白にしようとした。彼の挙げる戦争の不正当原因は、(一) *diversitas religionis* 宗教の相違 (二) *amplificatio imperii* 支配の拡大 (三) *gloria propria principis* 君主の個人的名譽心 である。戦争をなす真の動機がこれらに在るときに、表向きの口実を、相手方が不法な侵害をなしたことに求めて、戦いを開くことを禁じようとするのである。實際上戦争の原因は、何時も概ねこの三つのどれかであり(現代に直していえば、(一)イデオロギーの相違 (二)領土拡張欲 (三)国民的虚栄心)、この三つに基づく戦争を禁じようとする彼の説は、法律論の形を借りて平和への勧めを説いたものであり、正戦論と称せられるが、實質において非戦論にひとしい。

また彼はこの講義の中で、如何なる場合に戦争に訴えてよいかの問題を取扱うだけでなく、戦争が開かれて後の戦争遂行の方法、敵人に加えることの許さるべき損害の限度、非戦闘員の生命保護、私有財産の取扱いなどの問題にも言及しており、これも当時の神学者の正戦学説としては最初のものである。彼が、交戦者の實際の必要に相当の考慮を払いながら、戦争の禍害を最少限度に食止めようと思案している点は、後世の戦時国際法の研究方法に正しい指針を与えたものである。

彼の開拓した国際法学は、その後のスペインの神学者 De Soto, Covarrubias, Suarez などによつて継承せられ、後に十七世紀以降次第に *laymen* (僧職外の人々) によつて旺んに研究せられるようになった国際法学の先駆をなし

た。これをスペイン学派 (Escuela española) といい、その開山はビトリアである。彼から隔ること一世紀、一六二五年 *De jure belli ac pacis libri tres* (戦争と平和の法に関する三卷) を著わして、国際法の父と称せられる Hugo Grotius も、ビトリアに負う所が多いことを特筆して敬意を表している。ビトリアこそは、国際法の真の父といふことができらざらう。

伊藤不二男君は昭和十二年東大法学部を卒業して九大大学院に入つて以来、国際法学の古典の研究に心を潜め、前にスアレス (上述スペイン学派の一人) に関する著書もあり、またローマ大学で開かれたグロチウス学会で Genilis (一五五二—一六〇八、イタリアの人、後にオクスフォード教授) がグロチウスに与えた影響について講演したこともある。現在スペインのビトリア協会の会員である。わが国での此の方面における唯一の権威者である。

その著「ビトリアの国際法理論」の内容は二部に分かれる。

第一部の第一章は、ビトリアの時代的背景を叙述して、彼の国際法的研究を発生せしめたバックグラウンドを描き出し、第二章は、ビトリアの神学特別講義 (*Relaciones theologicas*) の全体の体系、十五に及ぶ講義の各々の内容を説明する。第三章において、ビトリアの国際法観を、*Relacio de indis* を土台として、分析的に解説する。第四章は、同じく *de jure belli* の内容の分析的解説である。

第二部は、右の二講義のラテン語原典から翻訳を収める。この部分は、おそらく伊藤君が最も力を注いだ箇所である。ビトリアには生前著書なく、いま残っているのは、彼の講義を学生達が筆記した手写本が、彼の死後、リヨン (仏) サラマンカ、ケルン (独) マドリードの各地で上梓されたものである。従つて写し誤りや脱字があることを免

れず、また版ごとに多少の違いがある。伊藤君の訳は、一五五七年の初版（リヨン版）を基としているが、第二版（一五六五年サラマンカ）およびそれ以後の数版を参照して、明らかにリヨン版が間違っていると思われる箇所はこれを訂し、それ以外の相違点も註として併記している。この種の註の数は *de indis* についで一四二一 *de jure belli* について八一の多きに上る。

ヨーロッパで第一大戦後ビトリアの学問的価値はあらためて再認識せられ、彼に関する文献は汗牛充棟もただならぬ程現われ、彼の講義は仏、西、独、英の現代語に翻訳して刊行されたが、わが国で今日までこれが無かつたのは遺憾であつた。伊藤君のこの著書によつてこの欠陥が補われたことは喜ばしいことである。また原典は素人の取つ付きにくいラテン語の神学書であるが、伊藤君の訳文は平易明快で読み易く、訳者の苦心の跡が覗われる。わが国の国際法学に貢献する所大なること疑いない。

註 (一) スアレスの国際法理論、昭和三二、有斐閣発行

(二) ロードの講演要旨は *Rivista internazionale di filosofia del diritto* 一九六四年四号に Alberico Gentili e Ugo Grozio の題下に載せられたる。

(三) Asociado-Miembro de la Asociacion Francisco de Vitoria